

県南広域振興局長告示第5号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、永沢土地改良区（胆沢郡金ヶ崎町）から役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

令和7年1月21日

県南広域振興局長 小 島 純

1 就任

(1) 理事

高 橋	隆	胆沢郡金ヶ崎町永沢南躍子10番地
高 橋	静	〃 〃 〃 鳥の海上88番地
石 川	孝	〃 〃 〃 上野中57番地1
畠 山	博	〃 〃 〃 搔餅原10番地
菅 原	惠 一	〃 〃 〃 堀切後59番地
高 橋	康	〃 〃 〃 鳥の海後15番地

(2) 監事

高 橋	文 人	胆沢郡金ヶ崎町永沢横沢前土手下9番地
高 橋	良 寧	〃 〃 〃 野崎2番地
高 橋	浩	〃 〃 永栄内穴沢32番地

2 退任

(1) 理事

鈴 木	信 一	胆沢郡金ヶ崎町永沢野崎50番地
菊 地	成 壽	〃 〃 〃 関合54番地3
高 橋	文 人	〃 〃 〃 横沢前土手下9番地
高 橋	信 康	〃 〃 永栄細野30番地
佐 藤	吉美男	〃 〃 永沢高田20番地
畠 山	博	〃 〃 〃 搔餅原10番地

(2) 監事

高 橋	隆	胆沢郡金ヶ崎町永沢南躍子10番地
高 橋	静	〃 〃 〃 鳥の海上88番地
小石川	純 子	〃 〃 〃 平林28番地